

日本看護医療学会
第9回（2016年度）研究助成金応募要領

日本看護医療学会では、2008年より匿名会員のご寄付を基に、国民が安心して利用できる包括ケアシステムの確立と健康増進に寄与するために、看護・医療ならびに福祉に関連する諸分野の実践・教育に関する調査・研究の費用の一部を助成しています。

〔応募資格〕

1. 研究代表者となることができるものは、申請年度の4月1日時点において39歳以下であり下記の①②のいずれかに該当するものとする。
 - ① 学会員である大学院生
 - ② 3年以上当学会に在籍しているもので、大学や研究機関に勤務する教員は除く
2. 研究分担者は全て学会員であること。
3. 申請時には研究代表者・分担者全員が申請年度の学会費を納入済みであること。

〔研究課題〕

看護、医療ならびに福祉に関連する諸分野の実践・教育・研究に関する課題とする。但し、営利を目的または営利につながる可能性の大きい研究（予定を含む）は助成対象とならない。また、対象研究は、これから行う予定または進行中の研究とする。

〔助成金の金額〕

助成金額は年間50万円とし、1件当たり最大20万円までとする。

〔研究助成期間〕

2016年9月1日～2017年8月31日までとする。

〔応募手続き〕

1. 研究助成金交付申請書の請求
申請書は氏名・所属機関の名称・送付先を記入の上、返信用封筒（140円切手貼付）を同封し、日本看護医療学会事務局に請求する。
または、学会ホームページ <http://www.jsnhc.org> から、申請書をダウンロードする。
2. 応募方法
以下のものを同封し、封筒に「研究助成申請書類在中」と朱書きし、簡易書留にて日本看護医療学会助成金係宛てに送付する。
 - 1) 学会所定の申請書：1部
 - 2) 2016年度年会費振込み領収証のコピー（研究代表者）
 - 3) 返信用封筒：採択結果の連絡に使用する。82円切手を貼付した封筒の表に研究代表者名、郵便番号、送付先住所を記載しておくこと。

3. 募集期間：2016年5月11日～2016年6月30日（必着）
4. 日本看護医療学会研究助成選考基準
 1. 研究の目的が明確である。
 2. 研究方法は妥当かつ実現可能である。
 3. 研究方法に倫理的問題がない。
 4. 研究が萌芽的・学際的であるため、あるいは研究者が若手で研究分野が確立過程にあって実績に乏しい等の理由により、公的助成や他からの援助が得にくく、当学会が助成することの意義が大きい。
 5. 研究計画に基づく助成金使途内訳が妥当である。
 6. 申請書類は助成金応募要領に沿っている。
5. 助成者の決定および通知
選考委員会で選考審査し、採否を決定する。結果については、2016年8月下旬頃に文書にて通知する。また、助成決定者リストを本学会ホームページ上に掲載するほか、2016年9月17日の総会会場にて助成金授与式を行う。なお、選考過程についての問い合わせには応じられない。
6. 助成金の使途
交付を受けた者が研究に要する必要な経費についてのみ使用できる。
7. 応募に関する注意事項
 - 1) 応募締切日は厳守のこと
 - 2) 応募書類は直接書き込みまたはコンピューター入力とする。手書きの場合は楷書体で、黒ペンまたはボールペンをを用い、濃くわかりやすい字で丁寧に記載する。様式5.3 ページ目の最終項は直筆署名し押印する。
 - 3) 提出された書類は返却しない。なお、応募された個人情報、当学会の個人情報保護規定に基づき管理する。

〔研究成果の報告と役割〕

1. 2017年9月中に学会所定の書類を使用して、研究要約と収支報告書を提出すること。
なお、研究成果は、2017年度あるいは2018年度の本学会学術集会にて発表する。学会発表等の際には、「日本看護医療学会研究助成による研究」である旨を記載する。
2. 研究成果の報告終了後も、学会活動に参加する。

送り先（申請書の請求ならびに申請書の提出先）

〒433-8558

静岡県浜松市北区三方原町 3453 聖隷クリストファー大学看護学部内

日本看護医療学会事務局 助成金係宛（担当：檜原）

E-mail : jsnhc-jimu@seirei.ac.jp

Fax : 053-439-1406（代）

附）2015年10月10日から施行